

令和6年11月26日招集

## 令和6年第7回琴浦町議会臨時会

### 【諸般の報告】

報告第12号 専決処分について（訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕）

## 報告第12号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕

令和6年11月26日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件について「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき専決する。

### 記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名           貸金返還請求事件（2件）
- 2 原告            琴浦町
- 3 被告            町内在住者（6名）
- 4 請求の要旨

ア 滞納金の支払い

イ 遅延損害金の支払い

ウ 訴訟費用の負担

との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 6 年 1 1 月 8 日

琴 浦 町 長      福 本 ま り 子